2 食 中 毒 事 件 の概 要（詳報）

掲 載 事 件 一 覧

| 事件番号 | 発生月日 | 患者数／喫食者数 | 原因食品 | 病因物質 | 原因施設 | 頁 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3 | 1月29日 | 197／335 | 牛肉と玉ねぎの煮物 | ウェルシュ菌 | 飲食店（仕出し） | 86 |
| 7 | 3月16日 | 19／24 | 生カキ | 小型球形ウイルス | 飲食店（すし） | 88 |
| 10 | 4月7日 | 183／914 | 仕出し弁当 | 下痢原性大腸菌 | 飲食店（仕出し） | 90 |
| 12 | 4月9日 | 83／1，004 | 仕出し弁当 | 下痢原性大腸菌 | 飲食店（仕出し） | 92 |
| 14 | 4月22日 | 342／1， 250 | 事業所の給食 | 下痢原性大腸菌 | 集団給食（要許可） | 94 |
| 21 | 5月23日 | 5／13 | 仕出し弁当 | セレウス菌 | 飲食店（仕出し） | 96 |
| 25 | 5月30日 | 35／35 | 洋生菓子類 | サルモネラ | 飲食店（一般） | 98 |
| 41 | 7月30日 | 7／7 | 魚介類の刺身 | 腸炎ビブリオ | 魚介類販売業 | 100 |
| 48 | 8月2日 | 8／8 | サザエの醤油漬 | 腸炎ビブリオ | 魚介類加工業 | 102 |
| 50 | 8月6日 | 31／61 | バイキング料理 | 黄色ブドウ球菌 | 飲食店（一般） | 105 |
| 60 | 8月21日 | 21／36 | 串サザエ | 腸炎ビブリオ | その他 | 107 |
| 70 | 9月12日 | 98／133 | 錦糸卵 | サルモネラ | その他 | 109 |
| 80 | 9月23日 | 70／不明 | 調理パン | サルモネラ | 飲食店（弁当） | 112 |
| 91 | 12月2日 | 36／141 | 老人ホームの食事 | 小型球形ウイルス | 集団給食 （老人ホーム） | 115 |
| 94 | 12月21日 | 20／29 | 会食料理 | カンピロバクター｜ | 飲食店（一般） | 117 |



## 1 事件の概要

1月30日15時，江戸川区内の医師から食中毒の疑いのある患者を診察した旨，ひまわりを経由し て江戸川保健所に届出があった。また，同日16時，都内の会社員から，1月29日の昼食に豊島区内 の仕出し弁当店が調製した弁当を喫食したところ，喫食者の約7割が食中毒様症状を呈している旨， ひまわりを経由して池袋保健所に届出があった。

この会社は，1月29日，30日に江東区内の展示場においてイベントを催しており，社員及び関係者 335 名が 29 日の昼食に仕出し弁当を喫食した。このうち197名が下痢，腹痛等同様の症状を呈して いることが判明した。

仕出し弁当の残品及び患者のふん便からウェルシュ菌（TW62）が検出されたこと，また，患者の共通食はこの仕出し弁当のみであり，下記の発生原因等の状況から，池袋保健所は当該飲食店で調製された仕出し弁当中の「牛肉と玉ねぎの煮物」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

食品別に患者の喫食調査を行い，作成した食品ごとの $\chi^{2}$ 検定値から，マカロニサラダ及び牛肉と玉ねぎの煮物に有意差が見られ，製造方法から牛肉と玉ねぎの煮物が原因食品と推定された。

この牛肉と玉ねぎの煮物は，前日（1月28日）の 12 時 30 分頃に調理を終了し， 2 時間自然放冷後， そのまま 22 時 30 分まで常温保管していた。このため，牛肉や玉ねぎ等に付着していたウェルシュ菌 の芽胞が加熱調理後も生き残り，嫌気的条件，自然放冷のため増殖したものと推定された。弁当の残品の検査では，この他，マス焼き物，フライドチキン，煮豆，かまぼこからウェルシュ菌が検出 されたが，これらについては，盛り付け時の手指，器具等からの二次汚染や弁当運搬時の相互汚染等によるものと思われた。

本件は，前日調理により，ウェルシュ菌が生き残り，喫食までの長時間に増殖したウェルシュ菌 による食中毒事件の典型であったといえる。

弁当の調理工程は下記のとおりである。

## 牛肉と玉ねぎの煮物

10：30～
牛肉（スライス） 20 kg
玉ねぎ 10 kg
おろししょうが 600 g
$\downarrow$
鋼（直径 $38 \mathrm{~cm} \times$ 高さ 33 cm ）
2個に入れる


## フライドチキン

午前中
冷涷䴁肉をため水（ $30 \sim 40^{\circ} \mathrm{C}$ ）中で自然解凍
$\downarrow$
13：30～
鶢肉をカット
$\downarrow$
14：30～
バターミックス，摆油，しょ
うが，水に漬け込む
$\downarrow$
冷蔵庫保管
｜

0：00頃終了

弁当505食に盛り付け
10：45終了
配送


## 1 事件の概要

3月17日11時，武蔵野市内の医師から，調布市内のすし店を利用した後，食中毒症状を呈した患者を診察した旨，三鷹武蔵野保健所に届出があった。

患者らは，会社の同僚の 24 名で 3 月 14 日 20 時から，生力キ，にぎりずし等を会食後， 19 名が3月16日 0 時から 20 時にかけて，下㢉，吐き気，発熱等を呈した。
患者らのふん便からSRSVが検出され，この他，当該すし店の従業員が患者に提供した生カキを調理中に喫食し，この従業員のふん便からSRSVが検出されたことから，狛江調布保健所は当該すし店 で提供された「生カキ」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

（1）喫食状況
患者の発生したグループ24名は，当該すし店が提供した会食料理を3月14日20時から喫食し，一行の共通食はこの料理以外になかった。料理の内容は次のとおりであった。

- 刺身（カンパチ，マグロ，甘エビ）
- にぎりずし（マグロ，蒸しエビ，卵，イクラ，穴子，チリ貝）
- 銀ムツの焼物
- しらこの酢の物
- 生カキ
- ハマグリの吸い物
- 飲料（ビール，焼酎等）
（2）原因食品の推定
刺身及びにぎりずしについては，冷涷魚介類は提供前日もしくは当日に泠蔵庫内で解凍し，喫食1時間程前に盛り付けまたはにぎられており，また，しらこの酢の物は前日に湯通しした後，冷蔵庫に保管し，喫食1時間前にポン酢をかけて提供されている等，食品の取扱いに問題点は見られなかった。

喫食状況の $\chi^{2}$ 検定から原因食品を断定することはできなかった。しかし，発症者全員が喫食 していたものは生カキとマグロの刺身のみであり，患者のふん便からSRSVが検出され，さらに，従業員1名のふん便からも同様にSRSVが検出され，この従業員は調理中に生力キを喫食してい たことから，原因食品を「生カキ」と推定するに至った。

なお，この生カキは前日殻付きのものを60個仕入れ，冷蔵保管し，当日14時，殻から身をは ずした後冷蔵庫に入れ，20時，殻に身を戻して盛り付けして提供されていた。仕入れ先及び生産地あてには，同時期に同様の苦情の発生はなかった。


## 1 事件の概要

4月12日13時，足立区内の事業所から「水が原因と思われる下痢症状の職員が 4 名いるので調查し てほしい」旨の電話連絡が足立保健所にあった。
通報を受けた足立保健所が調査したところ，事業所内の水に異常はなく，下痢症状を呈している職員らは，足立区内の仕出し店が調製した弁当を喫食していることが判明した。
その後，当該営業者の複数の配送先でも同様の患者が発生していることが判明し，患者ふん便，従事者ふん便，検食の一部から下痢原性大腸菌O169が検出された。また，4月6日の昼食のみを利用した事業所で18名の患者発生があり，4月6日製造の弁当が原因であることが判明した。このため，足立保健所は当該仕出し店が調製した「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。し かし，当日弁当は5種類製造されており，複数の食材が混在していたため原因となった食品は特定 できなかった。
営業者は営業の自粛勧告中であるにもかかわらず，他店へ翌日調理用の食材を移動させたり，調

理従事者を派遣していた。これらのことについて営業者は保健所に対し虚偽の報告をしていたこと が判明した。このことから足立保健所は営業者を所轄の警察署に食品衛生法第17条違反として告発 した。

## 2 発生原因等

当該営業者は都内及び近県に複数の店舗を持つ法人の一支店であった。業務の効率化のため，普段から当該営業所は他2店分の炊飯，及び他1店の容器洗浄の業務を代行していた。
検食として保存してあった食品のうち，4月6日の5種類の仕出し弁当すべてに献立として提供さ れていた「ほうれん草のピーナッツ和え」から病因物質を検出したため原因食品として強く疑われ たが，喫食状況から他の食品と有意差は見られなかったため特定することはできなかった。


## 3 告発

本事例は食中毒発生後の営業者の対応に問題があったので所轄の警察署に告発した。
営業者は事件探知の4月13日，足立保健所から翌日以降の営業自粛勧告を受けたにもかかわらず，受注済みの弁当について，下処理中の食材を他店舗に移動し調製させていた。また，4月14日当該店舗の従業員が他店舗内で簡易な作業を行っていた。これらについて営業者は保健所に対し虚偽の報告を行った。足立保健所は営業者が食品衛生法第17条第1項に違反するとして，同法第32条第2号 の規定に基づき告発した。
後日，東京地方検察庁において不起訴の判断がなされた。その理由は，食品衛生法第32条第2号 の適用については，その内容による影響の重大性，悪質度合いにより判断をする余地があるとし，今回の事例は起訴するに当たらないとの判断をしたものである。

## （参考）

－食品衛生法第17条第1項
厚生労働大臣，都道府県知事，地域保健法第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長は，必要があると認めるときは，営業を行う者その他の関係者から必要な報告 を求め，当該官吏吏員に営業の場所，事務所，倉庫その他の場所に臨検し，販売の用に供し，若 しくは営業上使用する食品，添加物，器具若しくは容器包装，営業の施設，帳簿書類その他の物件を検査させ，又は試験用に供するのに必要な限度において，販売の用に供し，若しくは営業上使用する食品，添加物，器具若しくは容器包装を無偵で収去させることができる。
－食品衛生法第32条（抄）
左の各号の一に該当するものは，これを3万円以下の罰金に処する。
二 第17条第1項の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者


## 1 事件の概要

4月20日16時，北区内の医療機関の医師から北区保健所に「腹痛，下痢などの症状を呈している患者7名を診察したところ，いずれも同じ会社の社員で，北区内の仕出し店が調製した弁当を食べ ており，食中毒の疑いがある。」旨の届出があった。

北区保健所が調査をしたところ，この弁当の他の配達先にも複数の患者が発生していることが判明した。細菌検査の結果，患者及び従事者のふん便から下痢原性大腸菌O169が検出され，患者ら の共通食がこの営業者の弁当以外にないことから，北区保健所は当該仕出し店が調製した「仕出し弁当」を原因食品とする食中毒事件と断定した。しかし，患者の発生状況や喫食状況等の調査結果 からは，原因となった弁当は特定できなかった。

## 2 発生要因等

この仕出し店は都内及び近県に19店舗を持つ業者であることから他店との関係を確認したところ，
（1）メニューは全店同一である。
（2）食材は本社一括仕入れである（不足分は各店舗で個別に仕入れる）。
（3）食材の小分け，加工所はない。
（4）従業員は各店舗採用のため他店との兼務はない。
以上のことが判明した。これらのことから，共通の食材が汚染されていることが考えられたため，都内他8店舗の検食検査及び，近県9店舗の状況調查を行ったが，いずれも細菌検査は陰性で，同様 の苦情発生はなく，他への拡大はないことが判明した。

この営業者は本事例の以前，足立区内の仕出し店で同様の病因物質により食中毒を発生させ，行政処分を受けている（事例No．10）。これら2店舗は普段から炊飯や容器の洗浄等の業務提携など，密接なやり取りがあった。また，この営業者は当初営業自粛中の店舗から翌日分の下処理済みの食材等を受け入れたことも判明している。さらに4月14日からは，先に行政処分を受けた店舗の発注分（約800食）を請け負い，通常の業務量を越えた製造をしていた。また，検食の保存をしておら ず，事後の食中毒調査に支障をきたした。

以上のことから4月14日の弁当が原因食品として疑われたが，本事例は患者発生が4月9日から22日と長期に渡っており，また患者発生には二つのピーク（4月13日及び15から16日）が存在し，多 くの患者から下痢原性大腸菌O169を検出したため，原因食品の特定はできなかった。

患者発生が長期に渡ったこと及び，発生のピークが複数あったことから，4月14日以前にも何ら かの汚染があったと思われ，病因物質の暴露の機会が複数あったことが推定された。

当該営業者は大量の食品を製造し，提供する業でありながら基本的な衛生管理を怠っており，ま た業の特性としての日々変動する人や製品の流れを把握しておらず，迅速な食中毒調査の妨げとな った。このような業種においては，食品の衛生管理のみならず，作業記録や伝票等の管理について も普段から監視指導する必要がある。


## 1 事件の概要

4月27日15時，八王子市内の事業所の食堂利用者から食中毒様症状を呈する患者の発生があったた め，会社関係者が八王子保健所に来所した。
患者はいずれも社内の給食施設で提供された昼食を喫食していた。喫食者1，250名のうち342名が 4月22日から4月30日にかけて，主に下痢等の食中毒症状を呈し，潜伏時間は，最も短いもので6時間未満が3名，長いものは168時間以上が1名であった（図1のとおり）。また，ふん便から下痢原性大腸菌を検出した。患者の共通食はこの他になく，八王子保健所は当該給食施設で提供施設された「事業所の給食」を原因食品とする食中毒事件と断定した。


図1日時別患者発生状況

## 2 発生原因等

発症者の喫食調査を行い，マスターテーブルを作成したところ，発症者の共通食は4月22日の昼食 に提供された給食であることが分かった。患者の発生率に偏りはあるものの，当日提供されたメニ ューの中の「鶏肉醤油炒め」，「カニクリームコロッケ」，「ナムル」，「シュウマイ」等を含む定食類 が疑われたが，これらの定食以外を食べて発症している者もあり，多くの食事が原因となった可能性がある。しかし，全ての検食が揃つていなかったため，細菌学的な面からは原因食品を特定する ことはできなかった。
社員が通常飲用している水は，社内に設置されているウォータークーラーから提供されているも ので，これらは全て水道水が使用されておうり，食堂で提供されたお茶等は全て加熱されたものであ つた。一方，当該給食施設では食器や野菜等の原材料等の洗浄に未殺菌の井戸水を使用していたこ とから，汚染された井戸水またはそれによって汚染された食器類から食品が汚染され食中毒が発生 したとも考えられた。しかし，調査時点での井戸水や上水等の細菌では原因となる食中毒起因物質 は検出されなかった。

当該営業施設は建築後 36 年を経過し，老朽化が著しいにもかかわらず，一元的な改修は行われて いなかった。このため，八王子保健所は床等の排水を清掃しやすい構造に変えるよう改善を指導し，器具類等の扱いでは，ふきん，まな板等の洗浄や殺菌が十分でなかったことから熱湯，蒸気または殺菌剤での消毒乾燥を行うよう指導した。

本事件の原因念品は，4月22日の昼食に提供された複数の食事が考えられた。また，病因物質につ いては，患者のふん便から下痢原性大腸菌が5菌種検出された上，一部からSRSVが検出された。これ らのことから，大腸菌の汚染が施設全体にあっただけでなく，ふん便由来の水系感染による食品へ の汚染が考えられた。しかし，検食の量や保管が必ずしも十分でなく，事件調査前に施設の消毒が されていたことから，原因食品の特定や病因物質の食品への污染機転，感染経路を明らかにするこ とはできなかった。
本施設は大規模な給食施設であり，献立や副食などが多いため，検食は少量しか保存されておら ず，保存状態もラップフイルムで包むだけの簡易なものであった。

食中毒再発防止のためには，発生原因を明らかにしなければならないが，そのためには，検食の保存量を十分にし，容器に入れて冷蔵，冷凍する必要がある。


## 1 事件の概要

5月24日 12 時，北区内の医師から北区保健所に「おう吐，軟便等の症状を呈している患者4名を診察したところ，いずれも同じ会社に勤務し，発症前に北区内の仕出し店が調製した仕出し弁当を食 べており食中毒の疑いがある。」旨の届出があった。

同保健所が調查したところ，患者らは5月23日の夜食として当該仕出し店から4食分の仕出し弁当 を購入し，19時前に5名で䒜食した後，19時から21時にかけて激しいおう吐等の症状を呈していた ことが判明した。
患者らの共通食は，豊島区内の別施設より購入した昼食と当該仕出し店から購入した夜食であっ たが，別施設での苦情の発生はなく，また，当該仕出し店の検査の結果，従事者ふん便，食品残品，施設の拭取りからセレウス菌が検出され，患者のふん便からも同型のセレウス菌が検出されたこと から，北区保健所は当該仕出し店が調製した「仕出し弁当」を原因とする食中毒と断定した。

なお，当該施設での仕出し弁当製造数は昼51食（配送先7ヶ所），夜11食（配送先2ヶ所）で，探知グループ以外の発生はなかった。

## 2 発生原因等

当該施設には検食が無く，喫食者数も2グループ13名と少数のため原因食品の特定はできなかっ た。しかし，患者及び従業員ふん便，弁当残品，参考食品，施設の拭取り等 37 検体中 28 検体からセ レウス菌を検出しているため，施設の清掃，器具の洗浄殺菌不足及び食品取扱いの不備により，施設全体が広域に汚染されていたことが推察される。また，喫食時間について調べたところ，当該グ ループの非発症者1名および他グループ7名は17時頃，発症者のうち4名は18時台後半であった。こ の約2時間の経過中，詰められた弁当の中で増菌したものと推察された。

以上のように，検食を行なっていないことも含め，営業者の衛生意識の著しい欠如が招いた事例 といえる。


## 1 事件の概要

6月2日10時，患者の家族から，豊島区内の飲食店を利用した後，食中毒症状を呈した旨，池袋保健所に届出があった。
当該飲食店では自家製の洋生菓子（ティラミス，ズコット，キャラメルジェラード）を製造して おり，5月27日から6月1日にかけて同店を利用し，これら洋生菓子を契食した 35 名が喫食後 $8 \sim 43$ 時間後に下痢，発熱，腹痛等を呈し，ふん便からサルモネラが検出された。また，参考食品のティラ ミスからもサルモネラが検出された。このため，池袋保健所は当該飲食店が調製した「洋生菓子類」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

当該飲食店では，営業時間中（11時～翌日2時）の閑散時（23時頃）に，在庫数を確認しながら各デザートを新たにつくり，継ぎ足す方法をとつていた。系列店舖間で製造及び販売マニュアルが作成されていたにもかかわらず，日ごとの消費量に変動が大きかったため，当該店舗では消費期限

のマニュアルを厳守していなかった。
原因食品として疑われた洋生菓子類3品の製造，販売状況は下記のとおりであった。
（1）ティラミス
－製造方法（1回あたり24人前を製造し，鶏卵20個使用）
（1）ボール内で卵黄とグラニュー糖を湯せんしながら泡立てる。
（2）卵白を加え泡立て，さらに，マスカルポーネチーズ，ゼラチンを加える。
（3）バットにカステラを敷き，コーヒーをかけた上に（2）を流し，冷蔵で固める。
製造後，冷蔵で 48 時間以内に消費するところ，在庫が 5 人前に減った時点で新たに製造して いたため，3～5日に渡って提供していた。
（2）ズコット
－製造方法（1回あたり 12 人前を 2 台製造し， 1 台あたり鶏卵を 2 個使用）
（1）クルミとアーモンドを煎り，刻む。
（2）生クリームとグラニュー糖を混ぜる。
（3）卵黄とグラニュー糖を混ぜる。
（4）ボールに（1），（2），（3）と砕いたチョコレート，リコッタチーズを加え，よく混ぜる。
（5）ボールにスポンジケーキを敷き，（4）を流し込み，さらにスポンジケーキでふたをし，冷凍して固める。
製造後，冷凍で72時間以内に消費するところ，製造後に冷凍したものを提供前に1台ずつ冷蔵庫に移し，在庫が 11 人前に減った時点で新たに製造していたため， $3 \sim 9$ 日に渡って提供して いた。
（3）キャラメルジェラード
－製造方法（1回あたり28人前を製造し，鶏卵を12個使用）
（1）グラニュー糖を鍋でキツネ色になるまで加熱する。
（2）生クリームを沸騰直前まで加熱し，（1）を加え放冷する。
（3）卵黄にグラニュー糖を加え泡立てる。
（4）卵白を泡立てる。
（5）ボールに（2），（3），（4）を混合し，冷涷して固める。
製造後，冷凍で 72 時間以内に消費するところ，在庫が 10 人前に減った時点で新たに製造して いたため，2～6日に渡って提供していた。

使用した鶏卵の生産地及び問屋の調査を行ったが，同様の苦情はなかった。
従来，わが国では鷄卵の生食は広く一般的に行われてきた。一方，親鳥のヒナが輸入される ようになったこの10年来，親鳥を介してサルモネラ・エンテリティディスが日本国内に定着し たと研究者は発表している。このため，加熱工程のない卵を原材料とした生菓子については，原材料の取扱いや消費期限，保存方法に細心の注意を払う必要がある。しかし，当該飲食店で は，鶏卵購入後は室温で保管していたり，販売に関するマニュアルには，製品は 48 ～72時間以内に消費する旨があったにもかかわらず，守られていなかった。このため，池袋保健所は鶏卵 に関する講習会を開催し，生食卵の取扱いに関する注意喚起を行うとともに，系列店舖間の製造及び販売マニュアルを文書化し，徹底させることを実施させた。


## 1 事件の根要

7月30日17時，品川区の住民から，区内の魚介類販売店で7月29日に購入したホタテ貝の貝柱及び マグロの刺身を喫食し，家族4名が腹痛，下痢等の症状を呈した旨，品川区保健センターに届出が あった。また，翌31日にも別の住民から，同様の苦情が同店に寄せられた。この住民の家族は6名 で，このうちの3名が7月29日に同店で購入したホタテ貝の貝柱及びイカの刺身を喫食し，下痢，腹痛，おう吐等の食中毒症状を呈し，このうち1名は入院していた。

患者らの共通食は同店で販売された魚介類の刺身のみであった。また，患者の臨床症状は概ね一致し，ふん便から腸炎ビブリオが検出されたことから，品川区保健所は当該店で販売された「魚介類の刺身」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

本食中毒事件の原因食品の1つであるホタテ貝の流通，取扱い状況については下記のとおりであ った。
（参考：7月31日の当該施設における水道水残留塩素濃度は 0.3 ppm ，水温 $22^{\circ} \mathrm{C}$ ）

|  |  |
| :---: | :---: |
|  | $\downarrow$ |
| 7月28日 （5時） | 水産業者（北海道） |
|  | 空 輸 |
|  | ， |
| $\begin{array}{r} \text { 7月28日 } \\ (23 \text { 時) } \end{array}$ | A市場（東京都） |
|  | 陸 送 |
|  | $\downarrow$ |
| $\begin{gathered} \text { 7月29日 } \\ \text { (2時) } \end{gathered}$ | B市場（千葉県） |
|  | 買 付 |
|  | $\downarrow$ |
| 7月29日 <br> （7時） | 当該店舖に入荷（ 6 kg 詰めの発砲スチロール箱で納品され， $500 \mathrm{~g} \times 12$ パック入りを 3箱仕入れ） |
|  | $\downarrow$ |
| 7月29日 （9時） | 小分け作業（開封し，ザルへ移す。ゴムホースで水道水をかけながら素手ですす ぐ。その後，170gと 350 g のトレーに小分けする。） |
|  |  |
| 7月29日 | 販売 |
| （10時～） |  |

当該ホタテ貝の仕入先，生産地あてには同様の苦情は寄せられていなかった。同店の小分け作業 の状況は，狭い作業場内で，洗浄水の飛沫汚染を受けやすい環境下であった。このため，ホタテ貝 に付着していた腸炎ビブリオの汚染を十分に除去できなかった上，マグロなどの他の魚介類への二次汚染を招いたものと考えられた。また，販売時に冷蔵ケースからはみ出して販売しているなどの問題点が見られ，腸炎ビブリオの増殖の機会は十分にあったものと推測された。

当該店は，客からは新鮮で品揃えが豊富であるとの評判であったが，業務規模拡大に伴う衛生管理体制の整備が必ずしも十分ではなく，その取扱いに比べて施設は狭く，衛生対策，従業員教育等 は不十分であった。今回の事故をきっかけとして，営業者，消毒剤メーカー，担当保健所がそれぞ れの立場を踏まえて意見の交換し，「現場の衛生管理と作業マニュアル」の試行案を作成した。そ の後，当マニュアル案を基に，同店系列の全店舗で衛生管理を進め，従業員の衛生意識向上と，一層の自主的衛生管理の充実を図った。


## 1 事件の概要

8月13日11時，板橋区内の医師から，区内の家族 4 人が 8 月 9 日に受診し，うち 1 名から腸炎ビブリ オを検出した旨の届出が板橋区保健所にあった。

板橋区保健所が患者の調査を行ったところ，1家族8人のうち 4 人が， 8 月 8 日の昼食および夕食に サザエの醤油漬を喫食後，8月9日3時から20時にかけて，4人全員が腹痛，下痢，発熱等の症状を呈 したことが判明した。このサザエの醤油漬は，8月7日，旅行の帰りに，神奈川県内の販売店にて購入したもので，中央区内の魚介類加工業者が製造したものであった。販売先を通じて他の発症の有無を確認したところ，8月2日から8月4日にかけて，別ロット品を喫食した，他の2グループからも類症患者が確認された。また，患者ふん便及び別ロット品の検査の結果，腸炎ビブリオが検出され た。
以上のことから，中央保健所は，この魚介類加工業者が製造した「サザエの醤油漬」を原因食品 とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

腸炎ビブリオの汚染の機会については，原料由来もしくは製造所における二次汚染のいずれかが疑われた。そこで，原料の冷涷サザエ（ボイル済み製品）の活染の有無及び製品の保存試験を行っ た。その結果，製造ロットにより多少バラツキはあるものの，原材料から相当数のビブリオ属菌が検出され，また，製品の保存試験では， $30^{\circ} \mathrm{C} 1$ 日間培養で包装が破裂寸前まで膨らむほどの細菌の増殖がみられた。一方，製造所における二次汚染の有無を確認するため，施設内の拭き取り検査を実施したところ，腸炎ビブリオは検出されなかった。以上のことから，腸炎ビブリオの汚染は原料由来であると考えられた。

「サザエの醤油漬」の製造過程は，次のとおりである。


腸炎ビブリオの増菌の機会については，サザエの浅漬の製造工程から，次の可能性が考えられた。
（1）原料の冷涷サザエは解凍洗浄後， 100 ppm の次亜塩素酸ナトリウム溶液で殺菌しているが，そ の際，細部にもぐり込んだゴミの除去が不十分であったため有機物が残存し，次亜塩素酸ナト リウムの殺菌力を低下させ，腸炎ビブリオが生残した。
（2）製造過程でpH4．8に調整した調味液に漬け込んでいるが，流通している製品のpHが $7 \sim 8$ に上昇していることから，腸炎ビブリオが生残する可能性が高い。
（3）製造工程中に加熱処理をしていないことから，腸炎ビブリオが残存し，製品中で増菌した。
（4）当該品は要冷蔵の表示があるが，脱気包装しているため加熱済食品と誤認しやすかった。
（5）製造者は賞味期限を製造後 2 週間としていたが，保存試験の実施結果をもとに設定した期間 ではなかった。

被害拡大防止のため，同製品の回収を指導するとともに従業員に対して食品衛生講習会を実施し， また，出荷前に加熱処理（ $70^{\circ} \mathrm{C} 20$ 分）を行うためのボイラー設備を設置するよう改善命令を行った。

本件発生以前の平成10年11月，当該営業者が同じ製法で製造委託した「サザエの醤油漬」により，山形県で腸炎ビブリオの食中毒が発生した。当該営業者でも同様に加熱工程のない方法で製造して いたため，加熱殺菌を実施するよう指導した。その結果，包装後に $65^{\circ} \mathrm{C} 20$ 分の加熱処理を行うよう になったが，加熱すると調味液が濁ることや食感が悪くなることから，平成11年5月以降，これを省略していた。

原料のサザエはボイル済み製品であるにもかかわらず，ビブリオ属菌による汚染があることが判明し，生産地での加工方法や流通方法に衛生的な問題があるものと推察された。食品流通が国際化 している中で，輸出関連施設についてはHACC P 等の取り組みが実施されていることから，輸出国の製造者に対しても衛生的な製品の出荷を要望することが必要である。


## 1 事件の概要

8月7日10時，台東区内のホテルで8月6日18時にバイキング形式で会食を行った61名中，複数の者 が8月6日21時頃から8月7日未明にかけて，おう吐，下痢等の症状を呈しているとの連絡が医師から あった旨，都を通じ台東保健所に連絡があった。

患者は31名におよび，施設の拭き取り，食品残品の検査及び検便を実施したところ，手指に傷の ある従業員の手指の拭き取り及び患者ふん便から黄色ブドウ球菌が検出された。患者の共通食はこ の他にはなく，台東保健所は当該ホテルで提供された「バイキング料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

（1）原因食品と汚染経路
細菌検査により従業員の手指，器具，食品残品及び従業員のふん便等から黄色ブドウ球菌が検出された。事件発生当日，調理従事者が1名であり，手指に傷があった。また手指の検査で

黄色ブドウ球菌が検出されており，調理従事者の手指の黄色ブドウ球菌が調理の過程で食品を汚染したものと考えられる。

食品残品の（サラダ）から，本事件の病因物質である黄色ブドウ球菌が検出された。しかし，毒素検査で毒素が不検出であったこと，$\chi^{2}$ 検定から有意な値であると判定できなかったことか ら本品を原因食品と特定するには至らなかった。なお，バイキング料理に提供された料理につ いて $\chi^{2}$ 検定したところ，パテ，テリーヌ，牛タンとオリーブ，カスラー，有頭海老ウニソース， ビーフシチュー，チョリソーソーセージが危険性の高い食品として推定された。
（2）増菌の機会
パテ，テリーヌは8月6日7時30分頃から8時にかけてスライスし，大皿に盛り付けられた後， 11時間後の18時 30 分に提供されていた。牛タンとオリーブは5日12時から19時 30 分にかけて調理した牛タンを，一昼夜泠蔵庫で保管し，6日8時10分頃から同40分にかけて，スライスし，こ れにオリーブやサニーレタスを付け合わせ，大皿に盛りつけて，9時間 30 分後に提供された。 カスラーはスライス済みの冷涷品で，盛り付けてから9時間10分後に提供されていた。これら の食品は，冷蔵庫に保管されていたが，喫食までに長時間を要し，温度等管理状況は不明であ り増菌や毒素産生した可能性が考えられる。
ビーフシチュー，チョリソーソーセージは，調理終了から提供までの時間は短かったが，シ チューの仕上げ段階での肉のカット，付け合わせ時の野菜の取扱い及びチョリソーセージの盛 り付けは素手で行っていた。さらに，バイキング会場では両方とも湯せん器に入れ，保温され ていた。湯せん温度は不明であるが，湯せんの温度帯によっては，提供中に細菌の増殖の機会 を付与した可能性がある。

以上のように本事件の発生要因として，
（1）調理従事者の手指の黄色ブドウ球菌による汚染
（2）調理器具及び食材の黄色ブドウ球菌による污染
（3）食品の保管時の増菌
などがあり，典型的な食中毒事件となったものである。また，調理工程の内容からも，業務量 が 1 名でできる範囲を超えていたことも食中毒を起こした要因の1つであったことが考えられ る。


## 1 事件の概要

8月23日 12 時，葛飾区内の医師から，下㢉，腹痛，発熱等を呈した患者を診察した旨，葛飾保健所に連絡があった。患者は8月21日及び22日に行われた町内会の夏祭りのに参加した21名で，会場 で喫食し，18～36時間後に下痢，腹痛，発熱等の症状を呈し，ふん便から腸炎ビブリオが検出され た。喫食調査を行ったところ，患者はいずれも，役員及び招待客に特別に用意された串サザエを喫食していた。これらのことから，葛飾保健所は夏祭り会場で提供された「串サザエ」を原因食品と する食中毒事件と断定した。

この串サザエは冷凍のサザエを購入後，17時間にわたり室温解凍した後，洗浄され，加熱される ことなく串刺しにされ，たれをつけて提供されていた。この状況から，解凍後の冷凍サザエの取扱 いに問題があったことは間違いないが，未開封の冷谏サザエ及び仕込み場の拭き取り検査からは腸炎ビブリオは検出されず，また当該品の製造者には他からの同様の苦情はみられなかったことから汚染源の特定までは至らなかった。

## 2 発生原因等

（1）発生状況
患者21名は全員が8月21日及び22日に開催された町内会の夏祭りに役員として参加しており，共通食は会場で提供された食事以外はなかった。夏祭り会場で取扱われた食品は，焼きそば， お好み焼き，かき氷であり，21日の役員用のメニューとして，串サザエ，枝豆，漬物，ビール，酒，麦茶が提供された。夏祭り会場での販売数は焼きそば約 800 食，お好み焼き約 500 食，かき氷約700食であった。串サザエは接待用や役員用などとして提供されたもので，提供のなかっ た一般町会員からの発症者は確認されなかった。
（2）串サザエの製造工程

（解凍から喫食までの間，加熱工程なし）
夏場の気温の高い時期に冷凍された食品を室温で解凍すると，気付かぬ間に細菌の増殖を招 くため，食中毒発生の危険性が極めて高い。また，町内会は本行事にあたり，保健所に行事開催届は提出されておらず，衛生的な取扱いなどについての指導を受けていなかった。事前に保健所に相談があれば，取扱い品目の変更等により，事件を回避できたのではないかと考えられ た。


## 1 事件の概要

9月14日10時，目黒区内の医師から「本日，食中毒症状を呈した患者を診察したが，患者の話に よると，9月12日に調布市内の教会で開催された昼食会の参加者の中から，類症患者が多数出てい るらしい。」との届出が目黒区保健所にあった。

この通報を受け狛江調布保健所が調査したところ，9月12日，調布市内の教会で日曜礼拝終了後 の12時30分頃から昼食会を開催し，このうち98名が同日 22 時から15日19時にかけて下痢，腹痛，発熱等の症状を呈していたことが判明した。この昼食会は，参加者自らが教会内の調理場で調製した ちらしめし，鶏唐揚げ，サラダ，吸い物の他，市販品のだんご（あん，たれ）が提供されていた。 だんごの製造所について府中小金井保健所が調査したが，同様の苦情はなく，検査結果から食中毒起因菌は検出されなかった。

当該施設の細菌検査の結果，ちらしめし残品，鶏卵殻，施設の拭き取り及び喫食者のふん便から サルモネラ・エンテリティディスが検出された。また，錦糸卵の調製及び取扱い状況に下記の問題点が見られたことから，狛江調布保健所は昼食会で提供されたちらしめしの具材として使われてい た「錦糸卵」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

この昼食会は，教会の調理場を使い，参加者自らが食材を仕入れ調理したものであった。
参加者はほとんどのメニューを喫食していたため，食品ごとのマスターテーブルからは原因食品 を特定できなかったが，調製及び取扱い状況から，ちらしめしの具である「錦系卵」を原因食品と推定した。

「ちらしめし」の製造工程を以下に記す。

## 9月11日（錦糸卵の調製）

鶏卵購入（近所の青果店から）10個入り×7パック
$\downarrow$
ボウルに割卵し加塩
$\downarrow$
摜 汼
$\downarrow$
フライパンで焼く
$\downarrow$
積み重ねる（ラップ敷きのまな板の上）
$\downarrow$
放 冷
$\downarrow$
ラップで包み冷蔵庫保管


本事例では提供食数が多いため，ちらしめしのトッピングに用いる錦糸卵を前日に調製していた。鶏卵の殻残品からサルモネラ・エンテリティディスが検出されたことから，サルモネラ汚染卵を含 む70個の鶏卵の取扱い不良によって卵焼きへの再汚染を招いたと考えられる。

また，調理者はボウルで卵をとき，フライパンで焼いた後，順次焼きあがった卵焼きを積み重ね ていくつかの山を作り，そのまま放冷していた。9月中旬は残暑が厳しく，調理場内の温度は相当高かったものと考えられ，放冷に際して増菌の機会が十分あり，当日，錦絲卵に加工する際に汚染 が拡大したものと推定される。

狛江調布保健所は参加者に対して，細菌の二次汚染防止について指導し，参加者に対し食中毒防止の講習会を行った。

本件は有志として主に主婦が調理を行っており，家庭とは異なる大量調理のために食品等の取扱 いが不適切になり，食中毒を発生させたものと推察された。今後もボランティア活動の盛況と共に このような事例が発生すると考えられるので，一般都民への更なる衛生知識の普及が急務である。

| 事 件 番 号 | No． 80 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 発 生 期 間 | 9月23日 $\sim 10$ 月6日（Mo． $2 \sim 52 \mathrm{~h}$ ） |  |  |  | 原因施設 |  | 飲食店（弁当） |  |
| 患者数／喫食者数 | 70／不明（人） |  |  |  | 発 症 率 |  | 不明 |  |
| 原 因 食 品 | 調理パン |  |  |  |  |  |  |  |
| 病 因 物 質 | サルモネラ・エンテリティディス |  |  |  |  |  |  |  |
| ＜検査結果＞$>$ 食品（参考品） $0 / 6$ $(-)$ <br>  拭 き 取 $り$ $0 / 8$ $(-)$ <br>  患 者 ふん便 $3 / 19$ $(+)$ Sal．Enteritidis <br>  従業員ふん便 $0 / 2$ $(-)$ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＜症状＞ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| おう吐 | 18名 | 25．7\％ |  |  |  |  |  |  |
| 一日の回数 | 12 | 345 | 6 7 | 8 | 10 | 0以上 |  | 不明 |
| 患者数 | 42 |  |  |  | 2 |  | 10 |  |
| 下 痢 | 68名 | 97．1\％ |  |  |  |  |  |  |
| 一日の回数 | 12 | $\begin{array}{lll}3 & 4 & 5\end{array}$ | $\begin{array}{lll}5 & 6 & 7\end{array}$ | 8 | 10以上 |  | 不明 |  |
| 患者数 | 2 | 848 | 854 | 2 | 28 |  | 7 |  |
| 発 熱 |  | 70．0\％ |  |  |  |  |  |  |
| 患者数 $36.0^{\circ} \mathrm{C}$ 台 |  | $37.0^{\circ} \mathrm{C}$ 台 | $38.0^{\circ} \mathrm{C}$ 台 | $39.0{ }^{\circ} \mathrm{C}$ 台 |  | 台 $40.0^{\circ} \mathrm{C}$ 以上 |  | 不明 |
|  |  | 5 | 21 | 14 |  | 4 |  | 5 |
| その他 <br> 腹 痛 49 <br> 脱力感 29 | （70．0\％） | 臥 床 | 34名（48 | ．6\％） |  | 吐き気頭 痛 |  | $\begin{aligned} & 31 \text { 名 ( } 44.3 \% \text { ) } \\ & 16 \text { 名 (22.9\%) } \end{aligned}$ |

## 1 事件の概要

10月13日9時，都を通じ，大田区内の弁当店で調製された調理パンを喫食後，食中毒症状を呈 した者が複数いる旨，大田区保健所に通報があった。
患者はいずれも大田区及び品川区のイベント会場の従業員で，9月23日から10月2日の間に調理 パンを喫食した 70 名が喫食後 $6 \sim 24$ 時間後に下痢，腹痛，発熱等を呈し，ふん便からサルモネラが検出された。患者の共通食はこの他になく，大田区保健所は当該弁当店で調製された「調理パン」 を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

（1）原因食品の推定
当該弁当店は両イベント会場の開催日にあわせて製造し，従業員向けに販売されていた。販売日は9月23日，24日，30日及び10月1日で，いずれも調理パンを䒜食後，概ね6～24時間後に発症している。このため，9月26日～30日の発症者はなかった。また，製造した調理パンの品

目は，サンドイッチ，フランクドッグ，コロッケドッグ，焼そばパンの4種類あったが，コロ ッケドッグ，焼そばパンのみを喫食した者からの発症者はなかった。

原因食品となったサンドイッチ及びフランクドッグの共通点は，いずれも，具材の卵ペース ト又はポテトサラダに自家製のマヨネーズを使用していることで，コロッケドッグ，焼そばパ ンにはこのマヨネーズは使用されていない。
（2）感染経路
1回目（9月23日～24日）の製造においては，マヨネーズ調製時にサルモネラに汚染された鶏卵を使用したことが考えられた。殺菌工程がないため，鶟卵中のサルモネラが生残し，そのマ ヨネーズを具材に使ったサンドイッチ及びフランクドッグが汚染され，更に，9月下旬の残暑 の厳しい中，配送及び眅売は常温で行われたため，製造から喫食までの時間と温度がサルモネ ラに増菌の機会を与え，発症菌量に達したものと推測された。

2回目（9月30日～10月1日）は，前述と同じケースもあり得るが，サルモネラは乾燥に強い ため，1回目の発生時に使用したマヨネーズ製造時の調理器具の洗浄不良により菌が残存し，二次汚染を受けた可能性も考えられる。
（3）鶏卵の流通経路


生 産 数：約 35 万個／日
管理状況：鶏卵のサルモネラ衛生対策指針に基づ き衛生管理対策が実施されており，自主検査も実施されていた。

仕入れ数：9月17日 700kg
苦情の有無：なし

仕入れ数：9月17日 30 kg


| 事 件 番 号 | No． 91 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 発 生 期 間 | 12月2日14時～4日18時（Mo．6～60h） |  |  |  |  | 原因 施 設 |  | 集団給食（老人ホーム） |
| 患者数／喫食者数 | 36／141（人） |  |  |  |  |  | 症 率 | 25．5\％ |
| 原 因 食 品 | 老人ホームの食事（12月2日の朝食） |  |  |  |  |  |  |  |
| 病 因 物 質 | 小型球形ウイルス |  |  |  |  |  |  |  |
| ＜検査結果＞ 食品（検 食） $0 / 15$ $(-)$ <br>  拭 き 取 $り$ $1 / 30$ $(+)$ Sta <br>  患者ふん 便 $5 / 28$ （＋）SRSV <br>  従業員ふん便 $0 / 34$ $(-)$ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＜症状＞ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| おう吐 | 16名 | 44．4\％ |  |  |  |  |  |  |
| 一日の回数 | 12 | 345 | 6 | 7 | 8 |  | 10以上 | 不明 |
| 患者数 | 81 | $3 \quad 22$ |  |  |  |  |  |  |
| 下 痢 |  | 72．2\％ |  |  |  |  |  |  |
| 一日の回数 | 12 | $3 \begin{array}{lll}3 & 4 & 5\end{array}$ | 6 | 7 | 8 |  | 10以上 | 不明 |
| 患者数 | 101 | $\begin{array}{lll}7 & 2\end{array}$ | 2 |  | 2 |  |  |  |
| 発 熱 | 2名 | 33．3\％ |  |  |  |  |  |  |
|  | $36.0^{\circ} \mathrm{C}$ 台 | $37.0^{\circ} \mathrm{C}$ 台 | $38.0{ }^{\circ} \mathrm{C}$ 台 |  | $39.0^{\circ} \mathrm{C}$ 台 |  | $40.0{ }^{\circ} \mathrm{C}$ 台 | 不明 |
| 患者数 | 4 | 7 | 1 |  | － |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 吐き気 29名 | （80．6\％） | 脱力感 | 19名 | （52．8\％） |  |  | 臨 床 | 19名（52．8\％） |
| 倦态感 19名 | （52．8\％） | 悪 寒 | 13名 | （36． | 1\％） |  | 頭 痛 | 7名（19．4\％） |

## 1 事件の概要

12月4日11時，調布市内の老人ホームの館長から，複数の入居者及び職員が吐き気，下痢，おう叶，発熱等を呈している旨，狛江調布保健所に届出があった。

同施設には入居者 102 名及び職員 39 名がおう，このうち 36 名が 2 日 14 時から 4 日 18 時にかけて上記症状を呈し，ふん便からSRSVが検出された。患者は全員が12月2日の朝食を喫食していたことから，患者の発生状況から，狛江調布保健所は当該施設で提供された「老人ホームの食事」を原因食品と する食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

発症日以前の当該老人ホームでの食事のメニューは次のとおりであった。
12月1日 夕食：銀ムツの西京焼き，炊き合わせ，茶碗蒸，漬物，すまし汁，米飯，フルーツ
12月2日 朝食：（和食コース）サバの干物，切干大根の煮物，ほうれん草のごま和え，漬物，

味噌汁，米飯，フルーツ，ホットミルク
（洋食コース）パン，オムレツ，サラダ，チーズ，フルーツ，ホットミルク
12月2日 昼食：焼そば，さつまいもの煮物，クラゲとキュウリの和え物，スープ，フルーツ
12月2日 夕食：酢豚，かぶのあんかけ，マイタケと長芋の和え物，漬物，スープ，米飯， フルーツ

これらメニューのうち，切干大根の煮物が前日に調理されたものを冷蔵庫に保管して提供されて いた以外，すべて提供当日に調理されており，施設内での調理，保管状況には特に問題点は見られ なかった。また，検食及び施設の拭き取りからは食中毒起因菌等は検出されなかった。このため，食品の汚染経路は解明できなかった。

一方，患者のふん便からSRSVが検出され，このことについては，
（1）本事件の発生以前，周辺に今回の患者らと同様の症状を呈していた者はいなかったこと。
（2）患者は入居者，職員の両方から発生していること。
（3）患者が最も多く発生した時刻は12月4日未明を唯一のピークとしていること。
以上の理由から，ヒトからヒトへの感染は極めて低いと考えられた。
また，調理場の水道水，給湯水，その他蛇口からの水道水，風呂の水の検査結果に異常は見られ なかった。

このため，今回の患者発生の原因は，食品を媒介した病因物質（SRSV）による感染であると断定 し，食中毒事件として処理された。SRSVの潜伏期間（37時間前後）から逆算したところ，12月2日 の食事が疑われ，この日の朝食は患者全員が喫食していたため，「12月2日の朝食」を原因食品と した。この朝食は和食コースと洋食コースの2種類があり，共通のメニューとしてフルーツとホッ トミルクがあった。しかし，提供メニューごとのSRSVによる汚染経路が解明されなかったため，こ の2つだけが原因食品であると決定することはできなかった。


## 1 事件の概要

12月29日10時，都内の会社員からひまわりを経由して三鷹武蔵野保健所に「12月21日19時，武蔵野市内の飲食店で忘年会を行ったところ，複数名が食中毒症状を呈した。」旨，連絡があった。
同保健所が調査したところ，会社員らは同僚14名で12月21日19時から21時まで同店で鶏蒸しまん じゅう，鶏肉のささみのお造り，手羽先唐揚げ等を喫食後 9 名が 22 日～24日にかけて下痢，腹痛，発熱等の症状を呈していた。また，当日に同店を利用した他の1グループの15名中11名も同様の症状を呈しており，2グループの共通食は，この飲食店の会食料理以外にないことが判明した。
以上のことから三䳸武蔵野保健所は当該飲食店で提供された「会食料理」を原因食品とする食中毒事件と断定した。

## 2 発生原因等

食品ごとの $\chi^{2}$ 値から原因食品を特定することはできなかったが，次の点が問題点として指摘され た。
（1）メニュー中に鶏肉の「お造り」と称して，鶏肉のささみを8秒間程度湯通ししたものを提供 していたが，原料肉がカンピロバクターに汚染されている場合には，この程度の湯通しでは危害を除去できない。
（2）原料肉の下処理が，調理済み食品の盛り付け，配膳台付近で行われており，また，作業区域 が区分されていないなど二次汚染防止対策が不十分であった。
（3）営業者は原因施設を含め，各支店の管理運営を本部作成のマニュアルによって行っており， （1）の場通し時間やまな板の使い分け，殺菌や二次汚染防止等についても規定があった。しか し，その遵守状況についての点検，記録は不十分であり，マニュアルからの逸脱が事故に結び ついた可能性もある。

なお，本件では，患者1名が合併症としてギラン・バレ一症候群を併発した。ギラン・バレー症候群とは，四肢の筋力低下を主症状とする多発性根神経炎をいう。典型的な例では，麻㾝が下肢の方から上方にみられ，歩行困難となり，四肢の運動麻疩のほかに呼吸麻痺，顔面麻痺，複視，鯃下障害がみられることがある。原因は明らかでないが，過去に発生した当症候群の患者は，発症1～3週間前に風邪のような症状や下痢，腹痛などの胃腸炎症状を呈しており，この原因は，ウイルスや マイコプラズマ感染が引き金といわれている。一方，カンピロバクター腸炎後にもギラン・バレー症候群を併発することが明らかにされてきている。

この患者は 22 歳の女性で，12月24日 23 時，喫食 3 日後から，腹痛，下痢（1日 $4 \sim 5$ 回，水様，発病 から4日後に終息），寒気，頭痛，倦念感，全身の筋肉痛の順にカンピロバクター食中毒を呈した。 その後，1月2日から手足のしびれがあり，1月11日受診，1月13日から入院し，ギラン・バレー症候群と診断された。

## 平成11年 東京都の食中毒概要

編集•発行 東 京 都衛生局生活環境部食品保健課
禹暴番号163－8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号電 話 03（5320）4405 ダイヤルイン代 表 03（5321）1111 内線34－645

印 刷 所 よしみ工産株式会社鍂侄番号804－0094 北九州市戸畑区天神一丁目13番5号電 話 093（882）1661

